


2025年3月27日

AED 設置管理者・AED 購入者 各位


一般社団法人 電子情報技術産業協会
ヘルスケアインダストリー部会
ME 市販後規制専門委員会
体外式除細動器ワーキンググループ

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理に関するお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当委員会の諸事業に対しまして、格別のご指導ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、自動体外式除細動器（AED）の設置にあたっては、いざという時にきちんと使用できるように、適切な管理を実施することが重要です。下記のとおり、AED 消耗品の期限管理および日常点検についてご案内いたします。ご確認のうえ、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- ・ AED の消耗品（電極パッド、バッテリー）には製品毎に使用期限が設定されています。日頃から期限を確認し、期限が切れる前に交換をしてください。
- ・ いつでも期限が確認できるよう、製造・販売会社から提供される期限管理の表示ラベルを AED に取り付けてください。
- ・ 消耗品を交換した時には期限管理の表示ラベルの内容も忘れずに更新してください。
- ・ 消耗品の使用期限が近付いたら、製造・販売会社からハガキやメール等で交換のお知らせが来ることがあります。
- ・ 消耗品の使用期限の確認方法、消耗品の注文方法や交換方法については、AED をご購入いただいた製造・販売会社へお問い合わせください。
- ・ いつでも使用できるように、日常点検を行ってください。

※日常点検の際には、インジケータの表示も確認してください。また、AED には製造・販売会社が定めた「耐用期間」が設定されております。耐用期間を過ぎた AED は、できる限り速やかな更新をお勧めいたします。

以上

(参考資料)

- ・ 平成 21 年 4 月 16 日付 厚生労働省通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（医政発第 0416001 号・薬食安発第 0416001 号）

- ・ 厚生労働省ウェブサイト AED を点検しましょう！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/aed/index.html